

筑波大学附属病院陽子線施設

整備運営事業

事業契約書（案）

別紙 7 サービス対価の算定及び支払方法等

令和 2 年 8 月 7 日

令和 2 年 1 2 月 2 1 日修正（※下線部分が修正箇所）

国立大学法人 筑波大学

— 目 次 —

1. サービス対価の支払方法等.....	1
(1) サービス対価の構成.....	1
(2) サービス対価の支払方法.....	2
1) 施設整備費 A.....	2
2) 施設整備費 B.....	3
3) 調達業務費.....	4
4) 運転・保守管理業務費 A.....	4
5) 運転・保守管理業務費 B.....	4
6) 施設維持管理業務費.....	5
7) 業務全体の管理調整業務費.....	5
8) 消費税等.....	5
(3) サービス対価の支払手続き.....	5
1) 年2回支払う対価.....	5
2) 一括して支払う対価.....	6
3) 毎月支払う対価.....	6

サービス対価の算定及び支払方法等

1. サービス対価の支払方法等

(1) サービス対価の構成

事業期間中、大学が事業者を支払うサービス対価は以下のように構成される。

項目		内訳	対価区分
新陽子線棟〔仮称〕の整備業務費	新陽子線棟〔仮称〕工事関連費 (割賦元本)	事前調査業務及びその関連業務費	施設整備費 A
		設計業務及びその関連業務費	
		新陽子線棟〔仮称〕の整備に係る既存施設の改修及びその関連業務費	
		工事業務及びその関連業務費	
		工事監理業務費	
		周辺家屋影響調査・対策業務費	
		各種許認可手続等の申請補助業務費	
	建中金利、事業者の資金調達に要する費用(融資組成手数料等)、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用		
割賦手数料	基準金利+提案スプレッド		
既存陽子線棟の改修業務費	既存陽子線棟工事関連費 (割賦元本)	事前調査業務の支援及びその関連業務費	施設整備費 B
		設計業務及びその関連業務費	
		工事業務及びその関連業務費	
		工事監理業務費	
		各種許認可手続等の申請補助業務費	
	建中金利、事業者の資金調達に要する費用(融資組成手数料等)、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用		
割賦手数料	基準金利+提案スプレッド		
陽子線治療	陽子線治療	陽子線治療装置及び周辺機器の調	調達業務費

項目		内訳	対価区分
療装置等の調達業務費	装置等の調達関連費 (割賦元本)	達費 事業者の資金調達に要する費用(融資組成手数料等)、その他調達業務に付随すると認められる費用(事業者側のコミショニングに伴う光熱水費等の諸経費を含む)	
	割賦手数料	基準金利+提案スプレッド	
陽子線治療装置等の運転・保守管理業務費		陽子線治療装置等の運転管理業務費	運転・保守管理業務費 A
		陽子線治療装置等の保守管理業務費	
		陽子線治療装置等の運転等に要する電気料金	運転・保守管理業務費 B
新陽子線棟 [仮称] の施設維持管理業務費		建築物保守管理業務費	施設維持管理業務費
		建築設備保守管理業務費	
業務全体の管理調整業務費		業務全体の管理調整業務費	管理調整業務費 A
		事業者の運営費(人件費、一般管理費、事務費、事業者が付保する保険料等)、法人税等の支払、株主への配当原資等	
		事業者の開業に伴う諸費用	管理調整業務費 B

(2) サービス対価の支払方法

大学は、大学と事業者との間で締結する事業契約書の規定に基づき、事業者に対しサービス対価を支払うものとする。

サービス対価の支払方法は以下のとおりとする。

1) 施設整備費 A

施設整備費 A は、新陽子線棟 [仮称] の整備に必要な一切の費用と、大学が新陽子線棟 [仮称] の整備業務費相当額を割賦により支払うことにより必要となる割賦手数料から構成される。

施設整備費 A は、事業期間にわたり、半年賦払い(年 2 回、全 40 回) 又は四半期ごと(年 4 回、全 80 回) に分けて支払うことを予定している。割賦手数料の算定にあたっては、元金均等支払を前提とする支払金利によって算出する。なお、端数が生じる場合は、支払いの最終回で調整するものとする。

支払金利は、基準金利と応募者の提案による利回り格差(スプレッド)の合計とする。
 基準金利の決定と改定の方法は以下のとおりとする。大学は決定又は改定された基準金利を事業者を確認の上、事業者に対し書面で通知する。なお、基準金利の利率が「－(マイナス)」の場合には、「0(ゼロ)」と読み替えるものとする。

項目	基準日	算定に用いる基準金利のレート
基準金利の決定	事業者が大学に新陽子線棟[仮称]を引き渡す日の2銀行営業日前	東京スワップレファレンスレート(TSR)とし、Telerate17143 ページに掲示されている6ヶ月LIBOR ベース10年物(円/円)金利スワップレート
基準金利の改定	基準金利の決定日から10年後の同日の2銀行営業日前	

なお、事業期間中の新陽子線棟[仮称]の工事関連費は、別紙9の定めに従い改定されることがある。

2) 施設整備費B

施設整備費Bは、既存陽子線棟[仮称]の改修に必要な一切の費用と、大学が既存陽子線棟の改修業務費相当額を割賦により支払うことにより必要となる割賦手数料から構成される。

施設整備費Bは、事業期間にわたり、半年賦払い(年2回、全398回) 又は四半期ごと(年4回、全76回)に分けて支払うことを予定しているが、施設維持管理業務の開始日より前に業務が完了する場合には、施設整備費Aと同様の支払頻度・回数で支払う予定である。割賦手数料の算定にあたっては、元金均等支払を前提とする支払金利によって算出する。なお、端数が生じる場合は、支払いの最終回で調整するものとする。

支払金利は、基準金利と応募者の提案による利回り格差(スプレッド)の合計とする。
 基準金利の決定と改定の方法は以下のとおりとする。大学は決定又は改定された基準金利を事業者を確認の上、事業者に対し書面で通知する。なお、基準金利の利率が「－(マイナス)」の場合には、「0(ゼロ)」と読み替えるものとする。

項目	基準日	算定に用いる基準金利のレート
基準金利の決定	事業者が大学に既存陽子線棟の改修を完了する日の2銀行営業日前	東京スワップレファレンスレート(TSR)とし、Telerate17143 ページに掲示されている6ヶ月LIBOR ベース10年物(円/円)

基準金利の改定	基準金利の決定日から 10 年後の同日の 2 銀行営業日前	円) 金利スワップレート
---------	-------------------------------	--------------

なお、事業期間中の新陽子線棟[仮称]の工事関連費は、別紙 9 の定めに従い改定されることがある。

3) 調達業務費

調達業務費は、陽子線治療装置等の初期調達に必要な一切の費用と、大学が陽子線治療装置等の調達費を割賦により支払うことにより必要となる割賦手数料から構成される。

調達業務費は、事業期間にわたり、半年賦払い（年 2 回、全 40 回）又は四半期ごと（年 4 回、全 80 回）に分けて支払うことを予定している。割賦手数料の算定にあたっては、元金均等支払を前提とする支払金利によって算出する。なお、端数が生じる場合は、支払いの最終回で調整するものとする。

支払金利は、基準金利と応募者の提案による利回り格差(スプレッド)の合計とする。

基準金利の決定と改定の方法は以下のとおりとする。大学は決定又は改定された基準金利を事業者を確認の上、事業者に対し書面で通知する。なお、基準金利の利率が「-（マイナス）」の場合には、「0（ゼロ）」と読み替えるものとする。

項目	基準日	算定に用いる基準金利のレート
基準金利の決定	事業者が大学に陽子線治療装置等を引き渡す日の 2 銀行営業日前	東京スワップレファレンスレート (TSR) とし、Telerate17143 ページに掲示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物 (円/円) 金利スワップレート
基準金利の改定	基準金利の決定日から 10 年後の同日の 2 銀行営業日前	

4) 運転・保守管理業務費 **A**

当該業務の開始後から事業期間終了までの間に、事業者提案に基づき定められた費用を毎月 又は四半期ごとに支払う。

原則として毎月又は四半期ごとに同額を支払うこととするが、業務開始から新陽子線棟 [仮称] の治療開始までの期間、新陽子線棟 [仮称] の治療開始から事業期間終了までの期間で、それぞれ毎に金額が異なることは可能とする。

月額 又は四半期ごとの額は、別紙 9 の定めに従い改定されることがある。

なお、運転・保守管理業務費 **A**については、新陽子線棟[仮称]の治療開始後の稼働実績を踏まえて従量払いに変更することを予定している。

見直しの検討時期は新陽子線棟〔仮称〕の治療開始後 3 年間程度が経過した時点で、甲乙間で協議の上、甲が決定するものとする。

~~6) 運転・保守管理業務費 B (陽子線治療装置等の運転等に要する電気料金)~~

65) 施設維持管理業務費

当該業務の開始後から事業期間終了までの間に、事業者提案に基づき定められた費用を毎月 又は四半期ごとに支払う。

原則として毎月 又は四半期ごとに同額を支払うこととするが、業務開始から新陽子線棟〔仮称〕の治療開始までの期間、新陽子線棟〔仮称〕の治療開始から事業期間終了までの期間で、それぞれ毎に金額が異なることは可能とする。

月額 又は四半期ごとの額は、別紙 9 の定めに従い改定されることがある。

76) 業務全体の管理調整業務費

ア 管理調整業務費 A

当該業務の開始後から事業期間終了までの間に、事業者提案に基づき定められた費用を毎月 又は四半期ごとに支払う。

原則として毎月 又は四半期ごとに同額を支払うこととするが、契約締結日から新陽子線棟〔仮称〕等を引き渡しまでの期間、新陽子線棟〔仮称〕等を引き渡しから新陽子線棟〔仮称〕の治療開始までの期間、新陽子線棟〔仮称〕から事業期間終了までの期間で、それぞれ毎に金額が異なることは可能とする。

月額 又は四半期ごとの額は、別紙 9 の定めに従い改定されることがある。

イ 管理調整業務費 B (事業者の開業に伴う諸費用)

事業者の開業に伴う諸費用は、事業者提案に基づく費用を事業契約締結後に一括して支払う。

87) 消費税等

上記 1) から 76) に係る消費税等については、課税対象外のものを除き、その相当額を事業期間にわたり、当該費用の支払いと同時期に併せて支払うものとする。

(3) サービス対価の支払手続き

1) 年 2 回支払う対価

~~施設整備費 A、施設整備費 B 及び調達業務費は次のとおり支払う。~~

ア 支払対象期間が 4 月 1 日から 9 月 30 日分

10 月 1 日以降、事業者が大学に請求書を送付し、大学は事業者からの請求書を受

領した日から起算して 40 日以内に支払う。

イ 10 月 1 日から 3 月 31 日分

4 月 1 日以降、事業者が大学に請求書を送付し、大学は事業者からの請求書を受領した日から起算して 40 日以内に支払う。

2) 年 4 回支払う対価

ア 支払対象期間が 4 月 1 日から 6 月 30 日分

7 月 1 日以降、事業者が大学に請求書を送付し、大学は事業者からの請求書を受領した日から起算して 40 日以内に支払う。

イ 7 月 1 日から 9 月 30 日分

10 月 1 日以降、事業者が大学に請求書を送付し、大学は事業者からの請求書を受領した日から起算して 40 日以内に支払う。

ウ 10 月 1 日から 12 月 31 日分

1 月 1 日以降、事業者が大学に請求書を送付し、大学は事業者からの請求書を受領した日から起算して 40 日以内に支払う。

エ 1 月 1 日から 3 月 31 日分

4 月 1 日以降、事業者が大学に請求書を送付し、大学は事業者からの請求書を受領した日から起算して 40 日以内に支払う。

運転・保守管理業務費、施設維持管理業務費、管理調整業務費 A について、大学は四半期ごとにモニタリングの結果を反映した最終的な支払額を確定して支払う。

23) 一括して支払う対価

~~管理調整業務費 B (事業者の開業に伴う諸費用) は次のとおり支払う。~~

事業契約締結後に事業者が大学に請求書を送付し、大学は請求書を受領した日から起算して 40 日以内に支払う。

24) 毎月支払う対価

~~運転・保守管理業務費 A、運転・保守管理業務費 B、施設維持管理業務費、管理調整業務費 A は次のとおり支払う。~~

当該支払対象月の翌月以降、事業者が大学に請求書を送付し、大学は事業者からの請求書を受領した日から起算して 40 日以内に仮払いとして支払う。大学は四半期ごとにモニタリングの結果を反映した最終的な支払額を確定する。支払額の精算は各期の最終月支払分で行う。